

○認定こども園利用者負担額徴収基準額変更についてのお知らせ○

北海道において『多子世帯の保育料軽減支援事業』が本年度から実施されることに伴い、本町の利用者負担額を平成29年9月から変更することとしました。

3歳未満児の保育料について、夫婦の年収約640万円未満の世帯について、小学生以上も多子カウントし、第2子以降を無償化とします。

※3歳未満児（保育認定（3号給付））C-1、C-2、C-3階層の第2子以降利用者負担額が0円になります。

※ 上段が第1子
下段が第2子

平成29年9月1日から施行

利用者負担額徴収基準額表(保育認定)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		3歳以上児(2号給付)		3歳未満児(3号給付)			
		徴収基準額(月額)円		徴収基準額(月額)円			
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
A	生活保護世帯	0	0	0	0		
B	A階層を除き、 当該年度分の町 民税非課税世帯	ひとり親世帯等		0	0		
	ひとり親世帯等以外の世帯	3,600	3,600	5,400	5,400		
C	1	48,600円 未満	ひとり親世帯等	3,600	3,600	5,350	5,290
			ひとり親世帯等以外の世帯	9,900	9,780	11,700	11,580
	2	48,600円 以上 97,000円 未満	ひとり親世帯等で所得割課税額77,101円未満	3,600	3,600	5,400	5,400
			上記以外の世帯	16,200	15,960	18,000	17,760
	3	97,000円以上 169,000円未満	24,900	24,540	26,700	26,340	
			12,450	12,270	0	0	
	4	169,000円以上 301,000円未満	34,800	34,260	36,600	36,060	
			17,400	17,130	18,300	18,030	
	5	301,000円以上	46,200	43,640	48,000	47,280	
			23,100	21,820	24,000	23,640	

お問い合わせ先:認定こども園 電話・告知端末機:5-1254

衆議院小選挙区の区割り改定について

～幌延町の選挙区が、北海道第10区から北海道第12区へ～

平成29年6月16日に「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が公布・施行され、平成29年7月16日以降に公示される衆議院議員総選挙から、幌延町の衆議院小選挙区が北海道第12区へ変更されることとなりました。

幌延町の衆議院小選挙区は、平成22年度の宗谷総合振興局管内移管後も、引き続き留萌振興局管内市町村と同一の北海道第10区とされていたことから、振興局の区域と国政の選挙区が異なるため、選挙時に候補者が分かりにくい等の弊害が生じていました。

町では、振興局移管後から平成28年度まで、国や関係機関への要請を行ってきたほか、北海道やその他多くの各種機関等にも協力いただき、このたびの北海道第12区への変更となりました。

なお、今回の法改正は、一票の較差是正のため、平成29年4月19日に衆議院議員選挙区画定審議会から内閣総理大臣への「衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告」を受けて行われたものであり、19都道府県97選挙区の衆議院小選挙区選出議員選挙区の改定および6県で選挙区の数それぞれ1減（0増6減）となったほか、4選挙区で衆議院比例代表選出議員の定数がそれぞれ1減（0増4減）となりました。

お問い合わせ先：総務財政課 総務グループ（選挙管理委員会事務局）
電話：5-1111 告知端末機：5-8811